

パートタイマー等給与規程

(総 則)

第1条 この規程は、就業規則に基づき嘱託職員、契約社員、パートタイマー、アルバイト等の給与の支給に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、パートタイマー就業規定第1条に規定する職員以外のパート社員に適用する。

(給与の構成)

第3条 給与の構成は次のとおりとする。

基本給（時間給）

実務経験5年未満	1,000円
実務経験15年未満	1,500円
実務経験16年未満	1,600円
実務経験17年未満	1,700円
実務経験18年未満	1,800円
実務経験19年未満	1,900円
実務経験20年以上	2,000円

(給与計算期間)

第4条 給与の計算期間は、前月1日から当月末日までとする。

(給与支給日)

第5条 給与は毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前日に支払う。

(給与控除)

第6条 給与の支払いにあたっては、次のものを控除する。

- (1) 法人の支給する給与にかかる所得税
- (2) 社会保険料など法令で定められた保険料

(退職・解雇、死亡に伴う給与の支払い)

第7条 法人は、パートタイマーが退職・解雇または死亡した場合で、本人または遺族等の請求があったときは、その日から7日以内に本人の権利に属する給与を支払う。

(端数の取扱い)

第8条 給与計算上1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

(休暇中の給与)

第9条 パートタイマーが休暇をとった場合の給与は、次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇

所定勤務時間を勤務した場合の給与を支給する。年次休暇日数は労基法に定める休暇日数を上限とする。

(昇 給)

第10条 昇給は、各人の実務経験年数を勘案して実施する。

(改 定)

第11条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

(施 行)

この規程は、令和4年7月1日から実施する。

令和5年12月5日一部変更（第5条）、11条の追加